

インターネット上の権利侵害情報等に関する これまでの主な検討経緯

令和8年5月
事務局

平成13年

プロバイダ責任制限法 制定

- ①事業者の免責要件の明確化(⇒権利侵害情報の削除促進)
- ②発信者情報開示制度(⇒被害者救済)

平成30年～令和6年

「プラットフォームサービス研究会」における検討



令和3年4月

プロ責法改正法 成立（R3年改正）

発信者情報開示制度の見直し(手続の簡素化・迅速化)

令和6年5月

情報流通プラットフォーム対処法 成立（R6年改正）

大規模プラットフォーム事業者に対する義務

- (①削除対応の迅速化(権利侵害情報)、②措置の実施状況の透明化)

令和6年10月～

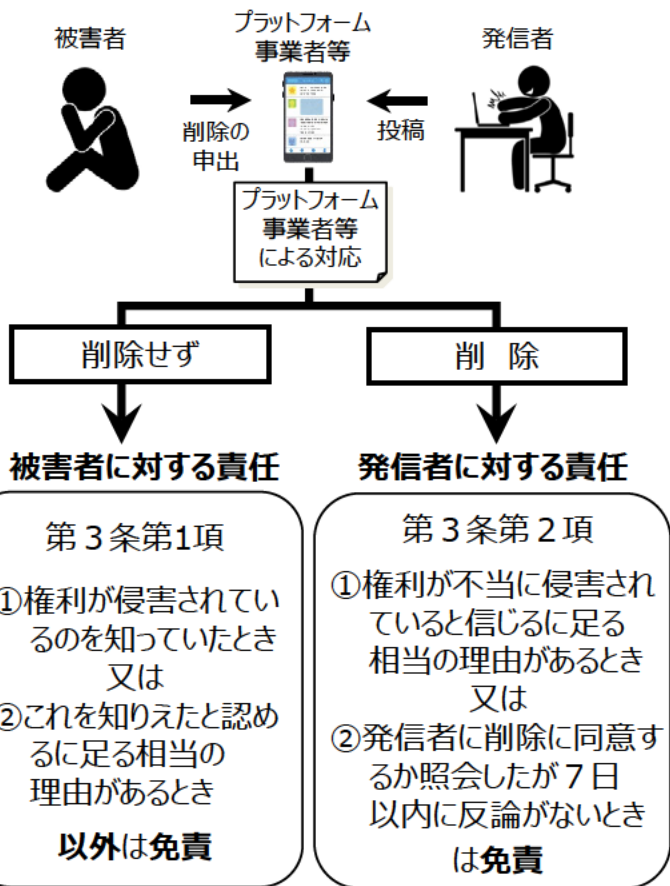
「諸課題検討会」における検討

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

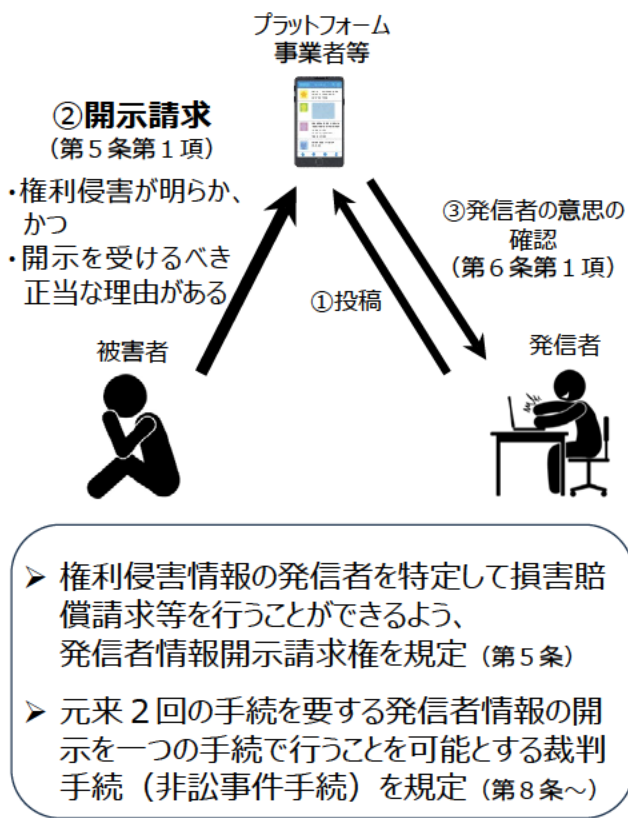
（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

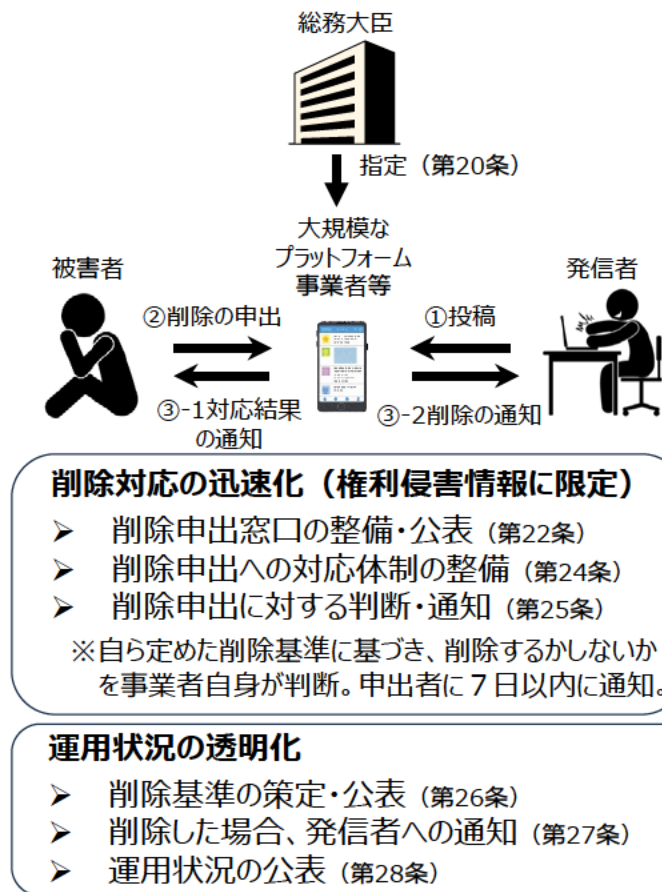
①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化



②発信者情報の開示



③大規模なプラットフォーム事業者等の義務（R7.4.1施行）



情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、**関連省令・ガイドライン**を策定。(令和7年3月11日公表)

① 省令

- 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件：平均月間発信者数1,000万人 等
- 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」：7日間
- 運用状況に関する具体的な公表事項：
 - ・ 権利侵害情報の削除申出に対して、一定期間内に削除を通知した件数 及び 削除しない旨の通知をした件数
 - ・ 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数 及び 削除しなかった件数
 - ・ AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
 - ・ 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明 等

② 法律の解釈を示したガイドライン

- 「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈
- 「侵害情報調査専門員」の具体的な要件 等

③ 違法情報ガイドライン (次ページ参照)

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化**するとともに、
- **大規模事業者が送信防止措置の実施に関する基準（削除基準）を策定する際に盛り込むべき内容を周知。**

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（＝権利侵害情報）

1-1. 対象となる権利・利益

- 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権・著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化。関連する裁判例もあわせて掲載。

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模事業者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を明確化（「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」）

2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（＝法令違反情報）

2-1. 対象となる情報

- わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、違法オンラインギャンブル等関係、その他の区分に基づき、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に例示。

2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- 大規模事業者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を明確化。

參考資料

- 平成30年10月、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護に係る政策を検討するため、プラットフォームサービスに関する研究会を開催。
- 令和2年2月、海外プラットフォーム事業者に対する電気通信事業法の域外適用の執行強化等を提言（第一次とりまとめ）。同年通常国会において、海外事業者に対して国内代表者の指定義務等を課す改正電気通信事業法が成立。
- 令和2年7月、**インターネット上の誹謗中傷対策**に関する議論を開始。同年8月、①普及啓発、②事業者の自主的対応の促進、③発信者情報開示の迅速化、④相談対応充実等の**緊急提言**を公表。
- **令和3年通常国会**において、**発信者情報開示の迅速化につながる新たな裁判手続きの創設等の改正プロバイダ責任制限法が成立**（令和4年10月1日施行）。
- その後、**誹謗中傷対策や偽情報対策に関する事業者等の取組のフォローアップ**を実施し、さらなる対策について検討。また、利用者情報の適切な取扱いの確保のための対策について検討。令和4年8月23日、研究会において**第二次とりまとめ**を議論し、8月25日に公表。
- さらに、**誹謗中傷等の違法・有害情報**、偽情報、利用者情報のそれぞれのテーマについて方策の在り方や今後の検討の方向性を検討。令和6年1月31日、研究会において**第三次とりまとめ**を議論し、2月2日に公表。
- **令和6年通常国会**において、**大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置を義務づける改正法が成立**（情報流通プラットフォーム対処法に改称）（令和7年4月1日施行）。

| | | | | |
|---------|---|-----------------------|--------|--------------------------|
| (座長) | 穴戸 常寿 | 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 | 寺田 眞治 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 客員研究員 |
| (座長代理) | 新保 史生 | 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 | 松村 敏弘 | 東京大学 社会科学研究所 教授 |
| | 生貝 直人 | 一橋大学大学院 法学研究科 教授 | 宮内 宏 | 宮内・水町IT法律事務所 弁護士 |
| | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長 | 森 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |
| | 木村 たま代 | 主婦連合会 事務局長 | 山口 いつ子 | 東京大学大学院 情報学環 教授 |
| | 崎村 夏彦 | 東京デジタルアイデアーズ 主席研究員 | 山本 龍彦 | 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授 |
| | 手塚 悟 | 慶應義塾大学 環境情報学部 教授 | | |
| (オブザーバ) | 個人情報保護委員会事務局、法務省人権擁護局、一般財団法人マルチメディア振興センター | | | |

インターネット上の権利侵害情報への対策の一つとして、プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策等について検討。

主な検討課題

- ① 発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- ② 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討

検討スケジュール

- 2020年4月30日～7月 第1回会合～第4回会合
- 8月28日 第5回会合 中間とりまとめ
- 9月～12月 第6～11回会合
- 12月22日 最終とりまとめ公表

構成員

| | | | | |
|--------|-------|--------------------|-------|-------------------|
| (座長) | 曾我部真裕 | 京都大学大学院 法学研究科 教授 | 栗田 昌裕 | 名古屋大学大学院 法学研究科 教授 |
| (座長代理) | 鎮目 征樹 | 学習院大学 法学部 教授 | 清水 陽平 | 法律事務所アルシエン 弁護士 |
| | 上沼 紫野 | 虎ノ門南法律事務所 弁護士 | 北條 孝佳 | 西村あさひ法律事務所 弁護士 |
| | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 | 前田 健 | 神戸大学大学院 法学研究科 准教授 |
| | 垣内 秀介 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 | 丸橋 透 | 明治大学 法学部 教授 |
| | 北澤 一樹 | 英知法律事務所 弁護士 | 若江 雅子 | 読売新聞東京本社 編集委員 |

(オブザーバ) 法務省 文化庁 最高裁判所

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

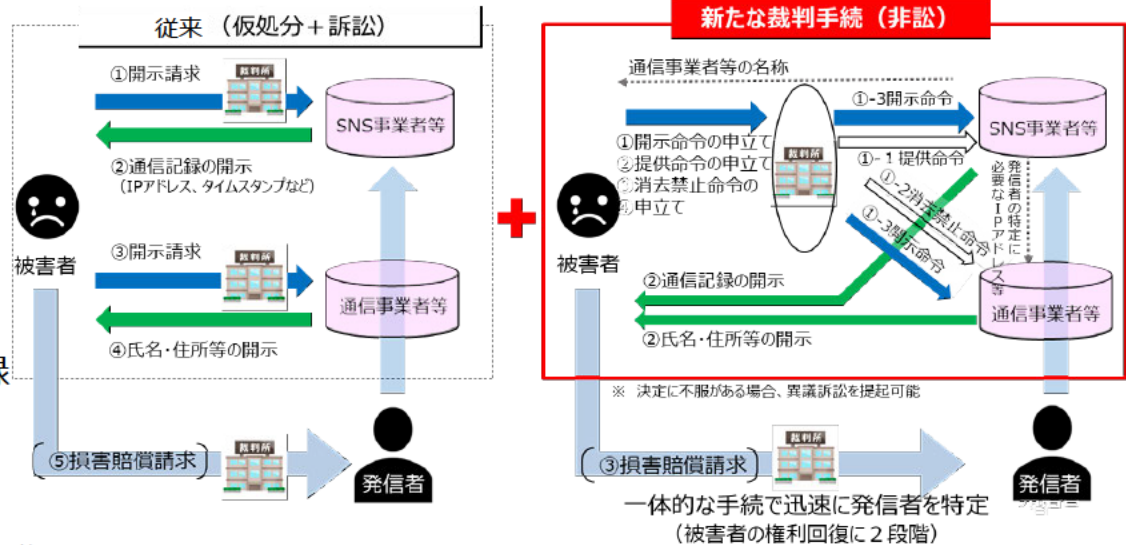
1. 新たな裁判手続の創設

従来の手続では発信者の特定のため、2段階の裁判手続※を経ることが一般的に必要。
※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

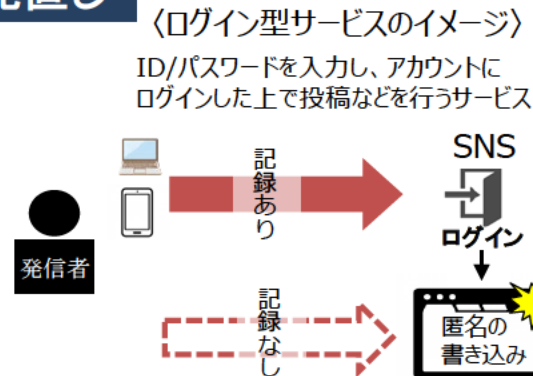


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
※新たな裁判手続及び従来の手続(訴訟手続及び任意開示)の場合

0. 前提となる実態の継続的な把握

- ・違法有害情報対策の前提として、プラットフォーム事業者は、自社サービス上の違法・有害情報の流通に関する実態把握とリスク評価を行うことが必要
- ・総務省も、相談機関等における相談件数や内容の傾向、目撃経験や被害経験に関するユーザ調査等を通じた継続的なマクロな実態把握が必要。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう、青少年に加え大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することを検討していくことが必要。普及啓発の実施にあたっては、目標の設定と効果分析の実施が重要。
- ・総務省や各ステークホルダーによるICTリテラシー向上の取組状況を把握し、ベストプラクティスの共有や更なる効果的な啓発を行うことが必要

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

<プラットフォーム事業者の自主的取組の支援>

- ・プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要
- ・トラस्टッドフラグガーの仕組みの導入・推進にむけて検討を行うことが望ましい。法務省の人権擁護機関からの削除要請に関し、削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、円滑な削除対応を促進することが必要
- ・プラットフォーム事業者は、一定の短期間の中に大量の誹謗中傷が集まった場合へのアーキテクチャ上の工夫について、既存の機能や取組の検証や新たな対応の検討を行うことが望ましい

<プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウントビリティの向上と枠組みの必要性>

- ・プラットフォーム事業者は、投稿の削除等に関して透明性・アカウントビリティの確保を国際的な議論も踏まえて果たすことが必要。**前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントビリティの確保が十分とは言えない状況であった。**

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・2022年10月の法施行に向け、関係事業者及び総務省の間で新制度の具体的な運用に関する協議を進めることが必要
- ・プラットフォーム事業者・行政側の双方で、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められる

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ・違法有害情報相談センターにおいて、相談機関間の連携と窓口の周知の強化とともに、引き続き着実な相談対応を実施することが必要

・我が国におけるプラットフォーム事業者による投稿削除等に係る体制確保や運用状況等の透明性・アカウントビリティ確保に向けて、総務省は、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要。

・具体化にあたっては、①リスクベースアプローチ、②リスク分析・評価と結果公表、③適切な対応の実施と効果の公表、④継続的モニタリング、⑤データ提供、といったといった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当。対応状況の分析・評価を継続的に行うことが必要。

- ・ 誹謗中傷等の違法・有害情報対策に関し、大要、削除等の適正化に向け、法制上の手当てを含め、大規模プラットフォーム事業者に対して以下の具体的措置を求めることが適当、とのとりまとめ、令和5年12月12日(火)に公表。パブリックコメントを踏まえ、「第三次とりまとめ」として確定(令和6年2月2日公表)。

| 項目 | 具体的措置 | |
|---------------------------|---|--|
| プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律 | 削除申出窓口の設置義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 削除申請の窓口や手続の整備を求めることが適当。 |
| | 削除申出への対応体制の整備義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当。 |
| | 削除申出への応答・通知義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の期間内に、削除した事実又はしなかった事実及びその理由の通知を求めることが適当。 |
| プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律 | 削除基準の策定・公表義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投稿の削除等に関する判断基準や手続に関する「削除指針」を策定し、公表させることが適当。また、その指針の運用状況についても、公表させることが適当。 |
| | 削除した場合、発信者への通知義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときには、対象となる情報の発信者に対して、投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが適当。 |
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ(拡散の速度や到達する範囲等)、義務の履行に当たっての経済的負担(特に新興・中小サービス)等を踏まえ、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに限定することが適当。 | |

※ 第三者機関による削除請求、ADR(裁判外紛争解決手続)、削除請求権の明確化について、法律上位置づけることについては課題があり、現時点では慎重であるべき。

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

①対応の迅速化、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

① **対応の迅速化**（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② **運用状況の透明化**

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**^{※2}の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法；プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

- デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討するため、「**デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（※）**」（座長：宍戸 常寿東京大学大学院法学政治学研究科教授）を令和5年11月から開催。**令和6年9月10日にとりまとめを公表。**
- デジタル空間における情報流通の健全性確保のための具体的な方策として、**総合的な対策**を検討し、**様々な関係者の連携・協力の下で、迅速かつ効果的・効率的に対応を進めていくことが必要**との提言。

※ 検討会における検討事項

- ① デジタル空間を活用したサービスの普及・情報通信技術の進展等の状況
- ② 新たな課題と各ステークホルダーによる対応状況
- ③ 今後の対応にあたっての基本的な考え方
- ④ デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策

提言の内容

1 普及啓発・リテラシー向上

- ・普及啓発・リテラシー向上に関する施策の多様化
- ・関係者による連携・協力の拡大・強化 等

2 人材の確保・育成

- ・偽・誤情報の削除等を適切に判断出来る人材
(コンテンツモデレーション人材)
- ・リテラシー向上のための教える人材 等

3 社会全体へのファクトチェック（情報の事実検証）の普及

- ・ファクトチェックの普及推進
- ・ファクトチェック人材の確保・育成 等

4 技術の研究開発・実証

- ・偽・誤情報等対策技術
- ・生成AIコンテンツ判別技術 等

5 国際連携・協力

- ・偽・誤情報等対策技術の国際標準化・国際展開の推進
- ・欧米やG7・OECD等との連携・協力の推進 等

6 制度的な対応

- ・情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応
- ・広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保 等

- ① 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けた省令・ガイドライン等に関する検討や
- ② プラットフォームサービス上の情報流通に係る更なる制度整備の在り方を検討するため、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（座長：宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）を開催（第1回：令和6年10月10日）。

【主な検討事項】

- ① 情報流通プラットフォーム対処法の施行に向けた省令・ガイドラインの検討 → 検討会本体
- ② 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（令和6年9月10日とりまとめ公表）
で提言された「制度的対応」の更なる深掘り（デジタル広告関係を除く。） → 制度ワーキンググループ
- ③ デジタル広告の流通の在り方 → デジタル広告ワーキンググループ
- ④ 青少年保護の在り方 → 青少年保護ワーキンググループ
- ⑤ その他必要な事項

制度ワーキンググループ
※ デジタル広告以外

デジタル広告
ワーキンググループ

青少年保護
ワーキンググループ

※主な検討事項のうち、制度的対応やデジタル広告の流通の在り方については、親会の下にWGを設置し、集中的に議論する（WGの構成員は、親会メンバーの一部に加え、専門家に依頼）。

【構成員（敬称略）】（10名）

- 宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 【座長】
- 生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授
- 上沼 紫野 LM虎ノ門南法律事務所 弁護士
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 音 好宏 上智大学文学部新聞学科 教授
- 曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 山口 真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 教授
- 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 顧問

【オブザーバー】 法務省

デジタル空間における情報流通に係る諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ（制度ワーキンググループ部分）概要

- 「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」では、**プラットフォームサービス上の情報流通に係る更なる制度整備の在り方**について、①情報の種類に着目した切り口、②事業者のサービス設計に着目した切り口から検討し、**令和7年9月に中間取りまとめを公表**。

1 情報の種類に着目した対応

| 情報の種類 | | 現状 (情プラ法の迅速化規律の適用) | 中間取りまとめにおける提言 |
|-------|----------------------|-----------------------|--|
| 違法情報 | 権利侵害情報 | 適用 | 情プラ法の適切な運用 |
| | その他の違法情報 (法令違反情報) | 適用外* | 表現の自由に配慮しつつ、ニーズを把握した上で、行政機関からの通報窓口等の体制整備等の対応を検討することが適当。 |
| 有害情報 | | 適用外* | PF事業者には削除を求めることは、表現の自由の観点から極めて慎重であるべき。 個別法において新たに違法化されること等により、事業者による削除対応等の適切な対応が図られる。 |

2 事業者のサービス設計に着目した対応

※ これらの情報に対しても、情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律は適用される。

| 課題 | サービス設計による対応 | 中間取りまとめにおける提言 |
|-------------------|--------------------------------|---|
| 違法・有害情報の 流通・拡散 | レコメンダ（推奨）機能の 透明化等 | ・①レコメンダシステムの透明性の確保、②プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢の利用者への提供等、 制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当 。 |
| | 収益化停止措置 | ・インプレッション数獲得目当ての投稿を減らす等、一定の効果が見込まれるが、表現内容に一定の制約を与えるものであり、有害情報に対する一律の収益化停止措置は、現時点では慎重な検討を要する。 ・ まずは事業者自らが取組を約束する*ことでの対応することが望ましい 。 ・事業者の取組が不十分な場合、速やかに制度的対応を検討することが適当。 ・ ただし、災害時など速やかな対応が求められる状況では、制度的対応もあり得る 。 |
| | リスク評価・軽減措置 | ・事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものである。 まずは事業者自らが取組を約束する*ことでの対応することが望ましい 。 ・事業者の取組が不十分な場合、速やかに制度的対応を検討することが適当。 |
| 適切な情報表示 | ・信頼できる情報の優先表示 ・AI生成物へのラベル付与 | |

⇒ **まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、PF事業者自らがリスク軽減措置に取り組むことを期待**。

⇒ 総務省は、「自主規制型行動規範」の**年内の策定**に向けて、積極的に支援等を行うべき。